

お客様各位

「キャッシュカード規定」、「法人カード規定」、「Pay-easy（ペイジー）  
口座振替受付サービス規定」の一部訂正とお詫びについて

陽春の候、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび標記規定の条文に一部誤りがあることが判明いたしました。つきましては、別紙の正誤表のとおり訂正させていただきます。

大変ご迷惑をおかけすることをお詫び申し上げます。

2020年6月

尾西信用金庫

## 正 誤 表

### 「キャッシュカード規定」

訂正箇所	誤	正
第14条	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>(2)</u> カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。</p>
第15条	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。</p> <p>① <u>次項16</u>に定める規定に違反した場合</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。</p> <p>① 第16条に定める規定に違反した場合</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p>

### 「法人カード規定」

訂正箇所	誤	正
第3条	<p>(1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを<u>入</u>し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀行所定の金額単位とし、1回当たりの払戻しは、当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀所定の金額の範囲内とします。なお、1日当たりの払戻し</p>	<p>(1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀行所定の金額単位とし、1回当たりの払戻しは、当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀行所定の金額の範囲内とします。なお、1日当たりの払戻</p>

	<p>は、別にお知らせした当金庫所定の金額の範囲内とします。</p> <p>(3) 前記(2)にかかわらず、当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀行の支払機による1日当たりの払戻しについて当金庫が代表者ら当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>しは、別にお知らせした当金庫所定の金額の範囲内とします。</p> <p>(3) 前記(2)にかかわらず、当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀行の支払機による1日当たりの払戻しについて当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
第14条	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が代表者であることを確認できたときに停止を解除します。</p> <p>①次項 15 に定める規定に違反した場合</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が代表者であることを確認できたときに停止を解除します。</p> <p>①第 15 条に定める規定に違反した場合</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) (略)</p>

「Pay-easy (ペイジー) 口座振替受付サービス規定」

訂正箇所	誤	正
第8条	<p>(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され、生じた預金口座振替契約については、次の各号の全てに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該預金口座振替契約に係る損害(利息等を含みます。)の額に相当する金額の補填を請求することができます。</p> <p>①カードの盗難に気づいてから速やかに当金庫への通知が行われていること。</p>	<p>(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され、生じた預金口座振替契約については、次の各号の全てに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該預金口座振替契約に係る損害(利息等を含みます。)の額に相当する金額の補填を請求することができます。</p> <p>①カードの盗難に気づいてから速やかに当金庫への通知が行われていること。</p>

	<p>②当金庫の調査に対し預金者より十分な説明が行われていること。</p> <p>③当金庫に対し警察署に被害届を提出していること、その他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。(2)前記(1)の請求がなされた場合、当該預金口座振替契約が預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた預金口座振替契約に係る損害(利息等を含みます。)の額に相当する金額(以下「補填対象額」といいます。)を補填するものとします。</p> <p>ただし、当該預金口座振替契約が行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ預金者に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補填対象額の4分の3に相当する金額を補填するものとします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>②当金庫の調査に対し預金者より十分な説明が行われていること。</p> <p>③当金庫に対し警察署に被害届を提出していること、その他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。</p> <p>(2)前記(1)の請求がなされた場合、当該預金口座振替契約が預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた預金口座振替契約に係る損害(利息等を含みます。)の額に相当する金額(以下「補填対象額」といいます。)を補填するものとします。</p> <p>ただし、当該預金口座振替契約が行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ預金者に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補填対象額の4分の3に相当する金額を補填するものとします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>
--	---	---

以 上